

大阪府は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

1 対象事業者

- (1) 法 人 名 株式会社 MIND
- (2) 代 表 者 代表取締役 峯近 卓美
- (3) 所 在 地 岸和田市中井町三丁目 6 番 2 号
- (4)

2 対象事業所名及び所在地

- (1) 事 業 所 名 MIND after school plus
- (2) 所 在 地 岸和田市荒木町一丁目 6 番 16 号 第二幸栄ビル
- (3) サービス種別 児童発達支援、放課後等デイサービス

3 処分年月日

令和 8 年 7 月 31 日（金曜日）

4 処分の内容

指定の全部効力の停止

令和 8 年 9 月 1 日（火曜日）から 3 か月間

5 処分の理由

不正請求（児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 6 号）

実際には他事業所で勤務する保育士を当該事業所の常勤の保育士として配置したように装い、児童指導員等加配加算を不正に請求し受領した。

6 不正請求額

約 77 万円（返還額は、支給決定を行った市町村が確定する。）